

# 市政情報

## 7月の納税

□固定資産税(第2期)・国民健康保険税(第1期)

納期限は8月2日(月)です。口座振替の場合も、8月2日(月)が振替日になりますので、ご利用の人は前日までに残高をご確認ください。

□夜間納税相談窓口  
日中来庁できない人のための納税相談を行いますのでご利用ください。また、納付も受け付けます。

日 7月30日(金)、8月31日(火)午後5時15分～7時

場・問収税課 ☎21-1409  
☎23-2238

## 市税条例等の改正

地方税法等の改正に伴い、東松山市税条例等の改正が行われました。  
固定資産税及び都市計画税の土地課税標準額の据置措置

新型コロナウイルス感染症による厳しい経済情勢下において、納税者の負担感への配慮や評価替えに伴う土地価格の上昇による税負担の激変緩和を図る観点から、地価の上昇により固定資産税・都市計画税の課税標準額が増加する土地については、令和3年度に限り前年度分の課税標準額に据置する措置を延長しました。

準額に据え置きました。  
所得税住宅借入金等特別控除の適用要件延長に伴う個人住民税における措置

控除期間を最長13年とする所得税住宅借入金等特別控除の適用を受けた場合に、控除可能額のうち所得税から控除しきれなかった額について、個人住民税から控除する措置を令和17年度まで延長しました。

セルフレイション(自主服薬)に係る個人住民税医療費控除のセルフメディケーション(自主服薬)に係る特例措置を令和9年度まで延長しました。

生産性革命の実現に向けた設備投資における固定資産税の特例の延長

中小事業者等が令和5年3月31日までに取得した、一定の事業用家屋及び償却資産に係る固定資産税の課税標準額を0とする措置を延長しました。

問課税課 ☎21-1438  
☎23-2238

## パートナースhip宣誓制度を開始します

市では、全ての市民がお互いの人権を尊重しながら、一人ひとりの多様性を認め合い、共に生きる社会の実現を目指すため、7月1日からパートナーシップの宣誓を公的に証明する制度を開始します。

## 7月は社会を明るくする運動の強調月間

犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ

社会を明るくする運動は、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする全国的な運動です。

## 市民課日曜開庁時のマイナンバーカードの交付

市民課の日曜開庁時にマイナンバーカードの交付を予約制で行っています。

※希望する日の前開庁日の開庁時間内にご連絡ください。土・日曜日、祝日は予約の受付ができません。  
※予約枠には限りがありますので、あらかじめご了承ください。

日 毎週日曜日午前8時30分～午後0時30分(毎月第3土曜日の翌日曜日は除く)

持交付通知書(はがき)、通知カード(紛失の場合は不要)、住民基本台帳カード(お持ちの人のみ)、本人確認書類(運転免許証、旅券、在留カード等のうち1点。または、

市政情報

講座・教室

募集・求人

健康

高齢者・福祉

ウォーキング

子育て

図書館

相談

市民情報(伝言板・文書)

重点目標  
・子どもと高齢者の交通事故防止  
・自転車の交通事故防止  
・飲酒運転の根絶

## 夏の交通事故防止運動

持参するもの 通知を希望する人の印鑑と運転免許証等の本人確認ができるもの(代理人が申請する場合は、本人からの委任状)

申・問市民課 ☎21-1402  
☎23-2234

## 本人通知制度

本人の代理人や第三者の請求で住民票の写しや戸籍謄(抄)本などを交付したとき、事前に登録をした人に交付の結果を通知する制度です。住民票の写し等の不正請求の抑止や不正取得の早期発見につながります。

申・問事前予約制です。希望する人は市民課へ。  
☎21-1402 ☎23-2234

## スローガン

人も車も自転車も安心・安全 埼玉県

広く県民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣づけることにより、夏の交通事故防止の徹底を図ることを目的とします。

日 7月15日(木)～24日(土)  
問地域支援課 ☎21-1435  
☎23-2236

## 市町村振興宝(宝)のサマージャンボ宝(宝)

収益金は市町村の明るく住みよいまちづくりに使われます。

発売期間 7月13日(火)～8月13日(金)  
問(公財)埼玉県市町村振興協会 ☎048-822-15004

## 夏の節電ポイント

・エアコンだけでなく、補助に扇風機を活用しましょう。  
・すだれや緑のカーテンを利用しましょう。

・使わない部屋の電気は消し、昼間の照明は控えましょう。  
・使わない電化製品はコンセントを抜きましょう。

・省エネ型家電への買換えを進めましょう。  
問環境政策課 ☎63-5006  
☎23-7700

## パソコンの処分方法について

ご家庭で不要になったパソコンを処分する場合は、パソコンメーカー又は国の認定事業者に回収を依頼していただくこととなります。パソコンメーカーによる回収については、一般社団法人パソコン3R推進協会にお問い合わせください。PCリサイクルマークのある製品の場、回収・処分は無料です。

国の認定事業者であるリネットジャパンリサイクル株式会社による回収の場合、HP又はFAXで申し込んで、宅配便で回収します。処分するものにパソコンが含まれていれば、段ボール1箱分(縦、横、高さの3辺の合計が140cm以内で重さが20kg以内)の回収料金が無料となり、その範囲であればプリンターやスキャナーなどの周辺機器も一緒に処分できます。

問(一社)パソコン3R推進協会 ☎03-5282-7685  
リネットジャパンリサイクル株式会社 ☎0562-4512918  
廃棄物対策課 ☎21-1401  
☎23-7700

HP <https://www.renet.jp/>

## 男女共同参画情報 ミニほっとらいん

### 「身近な男女共同参画」

このテーマは、一見簡単に実行できそうに思いますが、実際にどのように取り組めばよいのか分からない気がします。そこで、調べてみたところ、農業を家族皆で取り組むために世帯員相互間のルール・取り決めを文書化した「家族経営協定」というものがありました。この協定は、家族で経営の目的や計画の策定、役割分担などを決めるものです。農業者年金における助成等の優遇措置が講じられることもあり、この協定は全県でも年々増えているようです。これを一般の家庭でも応用できないかなと思ったところ、内閣府男女共同参画局にデジタル化された魔法のシートを見つけました。夫婦が本音で話せる「〇〇家作戦会議」というものです。パート①から④まであり、①素直な気持ちを伝えてみよう②2人の今を再確認③「家のこと」のシェアの仕方を考えよう④3年後の自分たちを想像してみようというテーマで、家族内で話し合う時に活用できます。家事や育児の分担を楽しく行うために、皆さんも魔法のシートを使い、家族で話し合いをしてみませんか。

(ほっとらいん編集協力員 相馬秀正)

【内閣府男女共同参画局ホームページ】  
夫婦が本音で話せる魔法のシート「〇〇家作戦会議」  
<https://www.gender.go.jp/public/sakusenkaigi/index.html>  
問 人権市民相談課 ☎21-1416 ☎23-2236

## これからの大雨・台風に向けて!!

スマートフォンで簡単に住まいの近くの河川情報(現地の画像・水位等)が確認できます。大雨や台風の季節となるのでご利用ください。



川の防災情報 で検索

問 荒川上流河川事務所調査課  
☎049-246-6360 ☎049-244-9077